



発行 新潟県

第18号

平成27年3月6日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 243 知事指定薬物の指定の失効(医務薬事課)
- 244 計量法による指定定期検査機関の指定の更新(産業政策課)
- 245 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 246 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 247 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 248 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 249 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 250 公共測量の終了通知(監理課)
- 251 道路の区域変更(道路管理課)
- 252 道路の供用開始(道路管理課)
- 253 市街地再開発組合の定款の変更認可(都市整備課)

## 公 告

- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始(環境企画課)
- 一般競争入札の実施(生活衛生課)

## 人事委員会規則

- 2-108 人事記録に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 7-2 職員の定年等に関する規則(人事委員会事務局総務課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第243号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 4-ベンジルピペリジン及びその塩類
- (2) 1-(2,3-ジヒドロ-1H-インデン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン(通称名5-BPDI)及びその塩類
- (3) メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート(通称名FUB-ADB)及びその塩類
- (4) キノリン-8-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート(通称名FUB-NPB-22)及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

## 3 失効年月日

平成27年2月28日

## 4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

#### ◎新潟県告示第244号

計量法（平成4年法律第51号）第28条の2の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成27年3月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称及び所在地  
一般社団法人 新潟県計量協会  
三条市興野1丁目13番45号
- 2 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日
- 3 指定区域  
計量法の規定に基づく特定市町村を除く新潟県全域
- 4 指定更新年月日  
平成27年2月9日

#### ◎新潟県告示第245号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年3月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
胎内市	18者	宮川字五ノ割7番地ほか126筆 17.4ha
燕市	20者	八王寺字新野3203番地ほか124筆 18.8ha
弥彦村	4者	大字麓字四石1097番地ほか21筆 3.2ha
佐渡市	31者	新穂潟上2554番地5ほか305筆 43.1ha
合 計	73者	580筆 82.5ha

- 2 認可年月日  
平成27年3月5日

#### ◎新潟県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年3月6日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 退 任  
理事 新潟市南区上八枚258番地 河内一男  
(理事長)  
退任年月日 平成27年2月5日

#### ◎新潟県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の木崎濁川土地改良区の定款の変更を平成27年2月24日認可した。

平成27年3月6日

新潟県新発田地域振興局長

#### ◎新潟県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区の定款の変更を平成27年2月26日認可した。

平成27年3月6日

新潟県新潟地域振興局長

## ◎新潟県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営坂井川右岸地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月6日

新潟県新発田地域振興局長

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成27年3月9日から平成27年4月3日まで

## 3 縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

## 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求することができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

## ◎新潟県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤沈下変動調査（水準測量図作成））
- 2 作業期間 平成26年7月22日から平成27年2月17日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

## ◎新潟県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字上野字岡田944番1から	新	5.0～22.6メートル	184.2メートル
同市大字上野字岡田930番1まで	旧	4.4～19.5メートル	187.9メートル

## ◎新潟県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成27年3月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上町屋釜沢糸魚川線
- 2 供用開始の区間  
糸魚川市大字上野字岡田944番1から同市大字上野字岡田930番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月6日

### ◎新潟県告示第253号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 組合の名称  
大手通表町西地区市街地再開発組合
- 2 組合の所在地  
長岡市表町二丁目2番地12
- 3 設立認可の年月日  
平成25年5月10日
- 4 事業施行期間  
平成25年5月21日から平成28年11月30日まで
- 5 施行地区  
長岡市表町二丁目2番1、2番2、2番3、2番4、2番5、2番6、2番7、2番8、2番9、2番10、  
2番11、2番12、2番13、2番14、2番15、2番16、2番17、2番18、2番20及び3番27の一部  
長岡市大手通二丁目3番6
- 6 変更内容  
組合の所在地  
長岡市表町二丁目1番地3
- 7 変更認可年月日  
平成27年2月26日

## 公 告

### 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

平成27年3月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する業務
  - (1) 業務名  
新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務
  - (2) 業務内容  
本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練し、健康な幼鳥として放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。
  - (3) 入札実施区域  
入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成27年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域ごとに実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する区域のみ実施する。
  - (4) 入札実施区域の分割  
4に規定する「入札参加意向書」を審査した結果、入札参加意向者の有する放鳥用幼鳥の供給可能羽数が

入札実施区域内の放鳥予定羽数を下回る場合は、意向者の可能羽数に応じて、区域内の地域振興局所管区域に分割して入札を実施する。

(5) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「平成27年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(6) 履行期限

平成27年11月27日(金)

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖・飼養した放鳥用幼鳥を県に納入した実績を有する者又は県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有することを県が確認した者

(ウ) 参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができる繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者で、その区域内で対象の鳥(キジ又はヤマドリ)を1年以上飼育した実績を県が確認した者又は希望区域に隣接する入札区域内で放鳥用幼鳥を県に納入した実績を有する者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務委託参加意向者審査選定要綱に定める審査基準による。

審査基準については、入札説明書のとおり。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511(代表) 内線(2697)

025-280-5152(直通)

入札説明書の交付は、公告の日から平成27年3月24日(火)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成27年3月24日(火)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、当該業務に係る平成27年度予算が成立することが条件であり、入札執行に関する事項については、当該予算成立後に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

(1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 平成27年3月下旬から4月上旬(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 6 契約に関する事項

## (1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

## (2) 契約書作成の要否 要

## 7 その他

(1) 本業務に係る入札は、当該業務に係る平成27年度予算が成立することが条件であること。

(2) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(3) 詳細は入札説明書による。

## 平成27年度放鳥計画

## ○キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
新発田	村上	村上市、関川村、 粟島浦村	188
	新発田	新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町	225
	新潟	五泉市、阿賀町	339
新潟	県庁環境企画課	新潟市	202
上越	上越	上越市、妙高市	390
	糸魚川	糸魚川市	75
佐渡	佐渡	佐渡市	81
合計			1,500

## ○ヤマドリ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
三条	三条	三条市、加茂市、田上町、 燕市、弥彦村	72
長岡	長岡	長岡市、出雲崎町、 見附市、小千谷市	117
	柏崎	柏崎市、刈羽村	50
南魚沼	魚沼	魚沼市	54
	南魚沼	南魚沼市、湯沢町	47
	十日町	十日町市、津南町	60
合計			400

備考：キジとヤマドリを合わせて、全区域での放鳥を予定。

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立環境と人間のふれあい館の清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年3月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立環境と人間のふれあい館清掃業務一式

(2) 調達案件の仕様等

調達役務に関する入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立環境と人間のふれあい館展示スペース・研修室・事務室・駐車場等

(5) 入札方法

ア 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数

2回を限度とする。

ウ 最低制限価格

最低制限価格を設定するので、最低制限価格未満の入札金額をもって入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日(平成27年3月27日)までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

(3) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県内に事務所又は事業所を有する法人で、本県の「法人県民税」の未納がないことを証明する納税証明書を提出した者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。  
(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。  
(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

(8) 当該調達役務に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札参加資格証明書類の提出場所等

(1) 入札参加資格証明書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-3324

新潟県新潟市北区前新田字新々囲乙364-7

新潟県立環境と人間のふれあい館

電話番号 025-387-1450

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札説明書の交付期限

平成27年3月13日(金)午後5時

(4) 競争入札参加資格の証明書類の提出期限

平成27年3月19日(木)午後5時

- (5) 入札執行日時及び場所  
平成27年3月27日(金) 午前10時  
新潟県立環境と人間のふれあい館研修室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札参加者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。入札参加者は、入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (8) 調達手続の停止  
平成27年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。
- (9) その他  
詳細は入札説明書による。

人事委員会規則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月6日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第2-108号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則(規則第2-5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
<b>別表</b> 人事異動用語表 (1)～(59) (略) <u>(60) 勤務延長 職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合をいう。</u>	<b>別表</b> 人事異動用語表 (1)～(59) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



職員の定年等に関する規則を次のように定める。

平成27年3月6日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

### 新潟県人事委員会規則第7-2号

職員の定年等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第5項の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において「勤務延長」とは、条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。

(勤務延長)

**第3条** 任命権者は、条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限の延長について人事委員会の承認を得ようとする場合には、勤務延長の期限の延長承認申請書（別記第1号様式）に次条に規定する書面の写しを添付し、人事委員会に提出するものとする。

**第4条** 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面によるものとする。

**第5条** 任命権者は、勤務延長を行った職員又は勤務延長の期限を延長した職員を異動させる必要がある場合には、勤務延長職員の異動承認申請書（別記第2号様式）により、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

(書面の交付)

**第6条** 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。ただし、第1号又は第6号に該当する場合には、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長をされている職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

(報告)

**第7条** 任命権者は、毎年5月末日までに、勤務延長の状況報告書（別記第3号様式）により、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告するものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

勤務延長の期限の延長承認申請書

第 号  
年 月 日

新潟県人事委員会委員長 様

任命権者 印

職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

期 限 延 長 予 定 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	所 属		職 名	
	給 料	職給料表 級 号給		
	定 年 年 齢	歳	定年退職日	年 月 日
	勤務延長の 事 由			
	勤務延長の 期 限	年 月 日		
現 に 従 事 し て い る 職 務 内 容				
期 限 を 延 長 す る 理 由				
期 限 延 長 後 の 期 限	年 月 日			
そ の 他 参 考 事 項				

添付書類：勤務記録カードの写し  
同意書の写し

別記第2号様式(第5条関係)

勤務延長職員の異動承認申請書

第 号  
年 月 日

新潟県人事委員会委員長 様

任命権者 印

職員の定年等に関する規則第5条の規定に基づき、勤務延長職員の異動の承認について下記のとおり申請します。

記

異 動 予 定 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	所 属		職 名	
	給 料	職給料表 級 号給		
	定 年 年 齡	歳	定年退職日	年 月 日
	勤 務 延 長 の 事 由			
	勤 務 延 長 の 期 限	年 月 日		
	現 に 従 事 し て い る 職 務 内 容			
異 動 後 の 職	所 属		職 名	
	給 料	職給料表 級 号給		
	定 年 年 齡	歳	定年退職日	年 月 日
	職 務 内 容			
申 請 理 由				
異 動 予 定 日		年 月 日		
そ の 他 参 考 事 項				

添付書類：勤務記録カードの写し

別記第3号様式(第7条関係)

勤務延長の状況報告書

第 号  
年 月 日

新潟県人事委員会委員長 様

任命権者 印

職員の定年等に関する規則第7条の規定に基づき、勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況

氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
所 属		
職 名		
給 料	職給料表	級 号給
定 年 年 齢	歳	
定 年 退 職 日	年 月 日	
勤務延長の事由		
勤務延長の期限	年 月 日	
職 務 内 容	勤務延長前	
	勤務延長後	
その他参考事項		